

議案第16号

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 倉敷市立郷内小学校の項中「（畑を除く。）」を削り、同表倉敷市立郷内小学校尾原分校の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

倉敷市立郷内小学校尾原分校が倉敷市立郷内小学校に統合することになったことに伴い、規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第10号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係） 小学校学令児童の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校学令児童の通学区域	
学校名	通学区域町字名	学校名	通学区域町字名
倉敷市立郷内小学校	林，木見，福江，尾原，曾原，串田	倉敷市立郷内小学校	林，木見（ <u>畑を除く。</u> ），福江，尾原，曾原，串田
		倉敷市立郷内小学校尾原分校	木見（ <u>畑のみ</u> ），尾原